

^{茨木市 CSW} 2021

特集: 『 つながる → つなげる → 何かが変わる! 』



令和3年度 茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会

はじめに

茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会は、茨木市コミュニティソーシャルワーカー事業実施要綱に定める活動を円滑に行うため、コミュニティソーシャルワーカー間の情報交換を行うとともに活動水準の均一化を図ることを目的とする活動をしてまいりました。

こうした中、今年度のテーマを「みんなと第3の居場所づくりを考える〜新しい生活様式とご近所の底力とともに〜」として、この状況下においても住み慣れた地域で、対象者の「居心地の良い居場所」を考える一年としました。

CSW は今年度も引き続き、コロナ禍での活動を余儀なくされる中、感染リスクを回避しつつ「必要な時に」「できることを」「できる方法で」、地域の方々や関係機関と連携を図り、日常生活で生きづらさを感じておられる方をはじめとする対象者の相談と支援を行ってまいりました。

この報告書は、今年度の CSW の取り組みを中心にまとめたもので、特集ページでは具体的な事例を複数紹介し、CSW の活動がどのようなものかを理解していただき易い形で掲載しています。

今後も市内の各地域で、広い視野をもって活動を行う資料としても参考にしていただけるものにしています。

普段より地域において支援活動を行っておられる方や団体、行政機関の方など多くの方にご覧いただき、今後さらに円滑な連携が図れれば幸いです。

今後とも CSW の活動に対して、温かいご支援とご協力をいただきますようよろしくお願いします。

茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会

会 長神野 享士

目次

はし	沙めに	••••1
1.	コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業とは	••••3
2.	要援護者に対する個別相談支援業務実績 (1)相談者数とその内訳 (2)相談支援分類 (3)相談内容 (4)つながった機関や団体	••••4 ••••5 ••••6 •••
3.	茨木市健康福祉セーフティネット	•••8
4.	特集『つながる→つなげる→何かが変わる!』	•••10
5.	こんな社会資源ありました! こんなサービス(事業)始まりました! こんなサービス(事業)あったらいいな	•••13 •••14 •••15
6.	茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会 (1)評価検討部会 (グローバル定義対応事例について) (2)福祉活動交流会部会 (3)周知部会	•••16 •••18 •••19
資料	<u>4</u>	•••20
おれ	つりに	•••24

1. コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業とは

大阪府は、社会福祉法に基づく都道府県地域福祉支援計画として「大阪府地域福祉支援計画」を平成 15 年 3 月に策定し、その中で、地域における見守り・発見、つなぎを行う「地域保健福祉セーフティネット構想」を示しました。その後、府の健康福祉分野の単独施策を整理し、再構築を図るため、平成 16 年 2 月に「大阪府健康福祉アクションプログラム」を策定し、改めて「地域の健康福祉セーフティネット」を重点施策として位置づけ、平成 16 年 7 月に「コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業実施要綱」を制定しました。この事業は、平成 20 年度で廃止となりましたが、茨木市では引き続き高齢者、障害者、ひとり親家庭など援護を必要とするあらゆる方(要援護者)やその家族への支援を通じて、福祉の向上のための基盤づくりを行い、健康福祉セーフティネット(いきいきネット)の構築を図ることを目的として事業を継続しています。

本市では「茨木市コミュニティソーシャルワーカー配置事業実施要綱」に基づき、社会福祉法人やNPO法人などに事業を委託して、平成 18 年 4 月から 2~3 小学校区ごとに計 14 か所に「いきいきネット相談支援センター」を設置し、それぞれに 1 名のコミュニティソーシャルワーカー (CSW) を配置しています。

CSWは、福祉に関する幅広い知識を持ち、見守りや相談から適切なサービスへのつなぎ、各種サービス利用申請の同行など要援護者への支援を行います。さらに、困難な支援ニーズや複数の機関等との連携が必要な事例に関して、見守りやサービスなどの調整を図るため、課題に応じた関係機関で構成するケース検討会(健康福祉セーフティネット会議)を開催することにより、地区福祉委員や民生委員・児童委員など地域で見守り活動をする方が課題を1人で抱え込まないようにするとともに、地域で支えるセーフティネットの体制づくりを行っています。

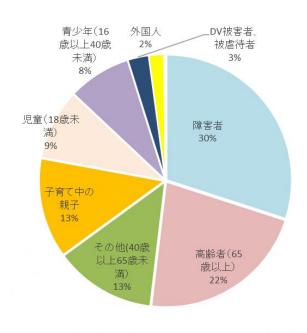
2. 要援護者に対する個別相談支援業務実績

(1) 相談者数とその内

相談者数 2,941



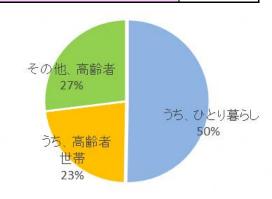
分類(重複あり)	延べ件数
高齢者(65歳以上)	6,488
障害者	8,883
児童(18 歳未満)	2,704
子育て中の親子	3,828
青少年(16歳以上40歳未満)	2,413
DV 被害者、被虐待者	801
外国人	577
ホームレス	55
その他(40歳以上65歳未満)	3,874
合計	29,623



令和3年度の相談者数は2,941名でした。前年度の2,921名と比べるとほぼ横ばいとなっています。高齢者を除くすべての分類で約1.2倍~1.7倍の増加が見られました。加えてDV被害者、被虐待者は3.2倍、ホームレスは2.7倍と大幅な増加となっています。

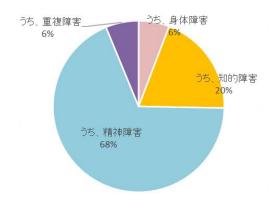
※1 高齢者

分類	延べ件数
高齢者(65歳以上)	6,488
うち、ひとり暮らし	3,261
うち、高齢者世帯	1,478
その他、高齢者	1,749



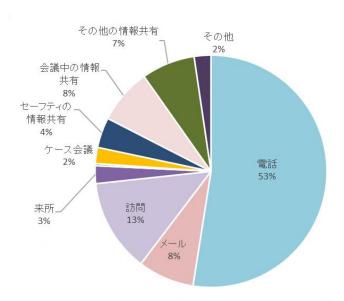
※2障害者

分類	延べ件数
障害者	8,883
うち、身体障害	588
うち、知的障害	1,978
うち、精神障害	6,948
うち、重複障害	631

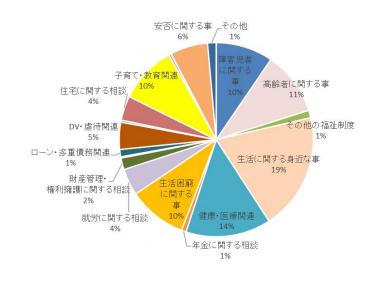


(2)相談支援分類

分類	延べ件数	初回支援 件数							
電話	10,518	1,122							
メール	1,572	35							
訪問	2,597	193							
来所	495	103							
申請	59	1							
ケース会議	449	86							
セーフティの 情報共有	844	379							
会議中の情報共有	1,540	625							
その他の情報共有	1,494	335							
その他	468	62							
合計	20,036	2,210							



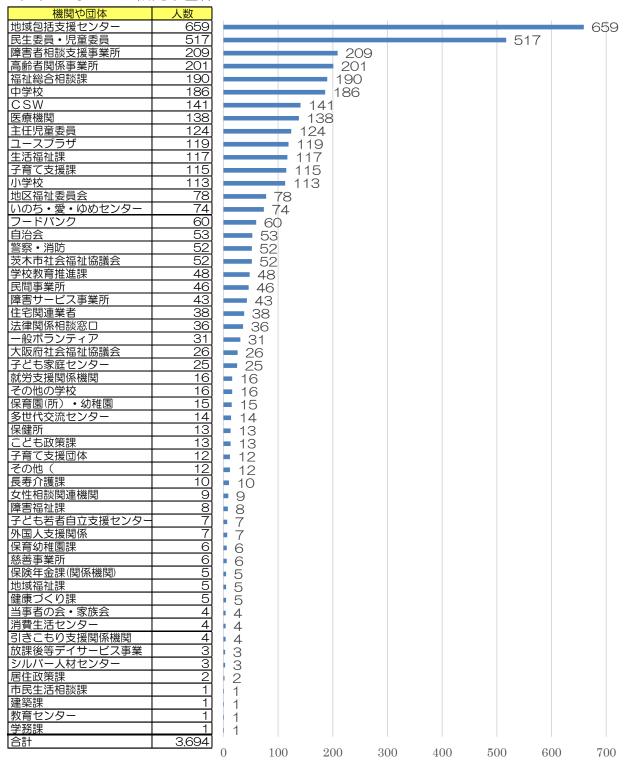
(3)相談内容(重複あり) 相談項目別	延べ件数	初回支援 件数
障害児者に関する事	4,398	
高齢者に関する事	4,892	1,114
その他の福祉制度	574	117
	9,005	1,045
	6,554	614
 年金に関する相談	362	24
生活困窮に関する事	4,494	316
就労に関する相談	2,065	90
 財産管理・ 権利擁護に関する相談	895	60
消費者問題に関する相談	99	17
ローン・多重債務関連	559	26
DV•虐待関連	2,086	266
地域活動・ ボランティア関連	158	63
住宅に関する相談	1,879	178
子育て・教育関連	4,421	745
外国人に関する相談	172	13
当事者組織に関する相談	21	14
安否に関する事	2,892	511
その他	663	168
合計	46,189	5,755



令和3年度も長期に渡る緊急事態宣言 やまん延防止等重点措置期間等により、 生活を逼迫したことが、相談内容「生活 困窮」「ローン、多重債務」の項目の伸び からも伺えます。感染での出席停止、学 校休校なども含め、ひとり親世帯や非正 規雇用など厳しい現実が浮き彫りになり ました。

このように CSW は、年齢関係なく心配事や不安なことを持った方たちが安心して生活できるように必要な制度につなげたり、つながるまでの支援を行ったりします。そして個別支援から見えてくる様々な地域課題・個別課題を把握し、専門機関との連携支援を通して地域力を高めながら、ニーズに応じた社会資源の開発へとつながるよう、それぞれの地域で幅広く活動をしています。

(4) つながった機関や団体



つながった機関や団体の合計は、3,694 件で昨年度比 212 件増でした。件数の多さは近年の動きとは異なり、1位「地域包括支援センター」2位「民生委員・児童委員」と地域包括支援センターへのつなぎが大幅な増加となりました。要因としては、高齢世帯の多い市営住宅での安否確認の戸別訪問が行われたことと考えられます。

3. 茨木市健康福祉セーフティネット

●茨木市健康福祉セーフティネット=いきいきネットとは

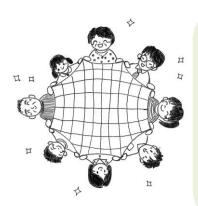
誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢・障害・ひとり親家 庭・困窮などで社会的援護が必要になっても孤立することなく、支え合う地域社会を目 指す体制が、茨木市健康福祉セーフティネット=いきいきネットです。

要援護者の個別支援から見えてくる地域課題を取り上げ、地域の実情に応じた資源の活用・開発へと導くのが CSW (コミュニティソーシャルワーカー) の役割です。

●セーフティネットの機能

福祉サービスは「行政による措置」の時代から、「自らが決定し利用するもの」へと変化しました。福祉のニーズも多様化しており、多くの情報やサービスの中から適切な選択をするには、専門的な知識が必要となっています。

- ① 身近な相談窓口にて、発見・予見のできる体制を作ります。 どこに相談すればいいかわからないまま問題を抱えている人を地域の中で発見し、 適切な相談支援やサービス利用へとワンストップでつなぎます。
- ② 地域での総合的な相談支援の仕組みをつくります。 地域の福祉関係者(民生委員・地区福祉委員など)・行政・社会福祉協議会・地域 包括支援センター・CSW など、専門的な技術・価値を持った人や機関が連携し、地 域でのネットワークを構築します。
- ③ 要援護者の声を受け止め継続的な支援を行います。 問題解決後も再発防止・新たな問題の発生に備え、継続的な見守り支援を行い、 誰もが安心して暮らせる地域をつくります。



今年も新型コロナウイルスの影響を受け、感染拡大防止の観点から自粛や中止をせざるを得ない時期もありました。「新しい生活様式」を取り入れながら、感染防止対策を講じて開催し、令和3年度市内全小学校区のセーフティネット会議開催回数は、156回でした。昨年よりは5回増えましたが影響は続いています。

●健康福祉セーフティネット会議について

健康福祉セーフティネット会議は現在、茨木市内32の全小学校区にて、CSWが事務局となり定期的に開催しています。対象を限定しないで危機介入から日常生活支援まで幅広いケースに対応したり、地域課題について検討したり、専門家を招いて勉強会を開いたりと、地域性に応じた内容で進めています。

開催頻度(毎月〜数ヶ月ごと)や構成メンバー、内容も地域ごとに異なりますが、 誰もが安心して暮らせるよう、住民主体で解決すべき問題・共通課題に取り組む過程 で、地域力を高めていくことを目的に行っています。

<主な内容>

- *地域住民・専門職にて把握しているケースの検討
- *地域福祉に関する情報共有・伝達
- *勉強会 研修会
- *社会資源の活用・創出他、地域福祉に関わること
- *地域課題の把握



<イメージ図>

健康福祉セーフティネット

民生委員·児童委員 主任児童委員

地域包括支援センター

障害者相談支援センター

市役所•社会福祉協議会

地区福祉委員会

医療機関

CSW

自治会・老人会等地域の各団体

各種専門機関

- *医療機関
- *保育/教育機関
- *高齢/障害事業所
- *保健所など

生活上の困りごと

- *高齢・障害・子育て
- *不登校・ひきこもり
- *生活困窮
- *制度のはざまなど



4.特集 『 つながる → つなげる → 何かが変わる! 』

CSW は、近くにお住まいの方に**つながり**、直接、間接的にも関わることで希望される生活に向けて、必要な制度やサービスに**つなげる**お手伝いをします。

その結果、対象者の方の生活環境や人間関係、人生の見え方が変わるきっかけとなります。

- ◎ 精神疾患の母と、中学生の2人暮らし。子は精神疾患のある母が「死んでしまいそうで心配」と登校できずに引きこもっている。
 - ⇒授業料免除書類の作成の手伝いで CSW とつながり、母との信頼関係を構築し受診へつながる。学校と連携し、子が登校できる道を探る。



- ◎ 80代の母と50代の子の2人暮らし。子は無職で母の年金で生活している。母が 骨折し入院するが、退院後はお金がないので介護保険サービスは使わず、子が自宅 で介護をすると話す。
 - ⇒生活保護を利用し、自立を目指す。母は施設入所へ。
- ◎ 70代一人暮らし。もの忘れが目立ち、金銭管理が出来ずに光熱水費の滞納が重なっている。受診や制度につながって欲しいが、拒否が強い。
 - ⇒日ごろから付き合いのある友人が、本人の状況を理解し協力してくれる。物忘れ外来への受診や成年後見制度¹につながる。



^{1 【}成年後見制度】知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人がいろいろな契約や手続をする際に支援する制度

- ◎ 日本人の夫、少しだけ日本語が話せる外国人の妻、未就学児の3人暮らし。夫がコロナで仕事が減り減収、妻も就労することになるが、保育園等の書類がわからず手続きが出来ない。
 - ⇒書類作成や日本語習得の支援を行う。
- ◎ ホームレスと疑わしき高齢者。支援を拒否され、氏名や住所を知ることができないが、体調を崩しておられるようでしんどそうな様子もあり心配。
 - ⇒警察等の協力を得て親族と連絡を取り、福祉制度などを利用して、生活基盤の立て 直しを図る。



- ◎ ひとり親家庭。持病がある子は不登校で祖父宅にて同居。経済状況も厳しい為、母の不安が大きく、どこから手を付けていいか整理がつかない様子。
 - ⇒2地区の CSW や祖父のケアマネージャー、学校が情報共有しながら課題を整理、 役割分担おこなう。心配事や不安を取り除き、安心して生活できるよう支援する。
- ◎ 両親と小学生、幼児がいる4人家族。コロナ禍で父の収入が激減し、家賃等の滞納で生活が苦しいが希望する給付金の申請方法がわからない。以前より DV や児童虐待もあり、機能不全の家庭。
 - ⇒あすてっぷ²へつなぎ、給付金の申請を一緒に行う。また、生計の見直しをし、母親の就労支援や子の特性について教育相談につなぐ。



² 【あすてっぷ】働きたくても働けない、生活が苦しいなど、生活の困りごとや不安を抱えている方の相談窓口。どのような支援が必要かを一緒に考えて、自立に向けた支援を行う。

◎ 幼児期より虐待を受け続けたが、高校卒業を機に家出。しかし生活力がなく受診も 途絶え、心身が疲弊している女性。

⇒生活保護申請を弁護士等と連携して支援中。まず受診を勧め、心身の健康を取り戻すと同時に必要な支援を受けながら就労、就学を目指す。

◎ 夫から心理的 DV を受けている妻。日々恐怖を感じており、不登校の子と共に家を 出る計画をしている。

⇒安全な環境での生活を送ることを優先し支援。転居先での孤立をしないように関係 づくりをし、子の不登校についても学校と連携を継続。



◎ 清潔が保てておらず、身なりもずっと同じの若い女性。本人の強い拒否もあり関わりが持てない。

⇒本人の SOS をキャッチできる人を地域に増やすため、地域の方にも見守りを依頼し、アプローチを続ける。



あなたや、あなたの近くにいる方が 抱え込んでいる困りごと。

ひとりで抱えるのはしんどくないで すか?

まずは『話すこと』からはじめてみませんか??

5. 【こんな社会資源ありました!】

CSW は「同じ内容で困っている人は少ないかもしれないけど、こんなサービスを使えば解決した!」「少し気持ちが楽になるかも!」という社会資源を日々探し、支援に活用しています。その一部をご紹介します。

- ・病気や障害のある親と一緒に育児ができるサービスはない?
- ⇒特定非営利活動法人ホームスタートジャパン(高槻市)
- ・外出の付き添いができるサービスはない?
- ⇒茨木市高齢者ご一緒サービス(条件あり)
- 病院付き添いにとても時間がかかり、困っている。
- ⇒茨木市シルバー人材センター(条件あり)



- 誰でも集える場所がないかな?
- ⇒ハッピー食堂「あいのわ」は3世代交流の場として開催している。
- ・介護保険制度では、申請日からみなしで利用が可能(認定結果により、非該当の場合は全額自己負担となる可能性もあり)だが、障害福祉サービスの認定がおりるまでのサービス利用は可能か?
- ⇒「特例介護」として制度上存在しており、利用可。原則としていったん利用料全額 自己負担で、後日差額が返還となる。ただし、適用には緊急その他やむを得ない理由 が必要となり、実態としては適用例は少ない。シルバー人材センターや自費サービス 利用でしのがれる場合が多い。同様の事例の場合はまず窓口での相談が望ましい。

【こんなサービス(事業)始まりました!】

CSW は対応できることから工夫して対応したり、新しく始まったサービスや事業をいち早くキャッチできるように心がけています。その中で今年度始まったサービスや事業を一部をご紹介します。

- zoom にて朝活
- ⇒定期的に zoom にて関係者が集い、生活リズムを整えたり、話をする場を設ける
- ・コロナワクチンの接種会場までの送迎バスの運行
- ⇒春日丘エリア限定で運行実施
- ・福祉委員会による買い物支援事業(自宅近く⇔アルプラザ茨木間の送迎)
- ・コロナワクチンのネット予約代行
- ⇒社会福祉協議会が日にち限定で実施



- ・セーフティネット会議の書面開催、子ども食堂の弁当配達
- 出張いきいきサロン
- ⇒公園にてサロン開催。密にならずに気軽に立ち寄れる場として集客も多数あり
- ・公園でラジオ体操
- ⇒10回来たらコーヒー券をプレゼント!

【こんなサービス(事業)あったらいいな】

CSW は「担当の地域はこういった悩みを持っている方が多いな」「このような困りがあるのかな」ということを、セーフティネット会議を通して地域の方と考察し、「こんなサービスがあればいいな」「こんな物があれば安心して暮らせるのにな」という提言を、茨木市に報告書という形で毎月おこなっています。その中の一部をご紹介します。

- ・コロナワクチン接種会場での、子どもの一時預かりサービス ⇒気軽に預けられる環境であれば、小さい子どもの母親、父親世代の接種もしやすい のではないか。
- ・コロナワクチンの予約代行サービス ⇒高齢者の方にはインターネット等利用しての予約はしにくい様子。代行サービスが あれば接種しやすくなるのでは。
- アルコール依存症の方対応の施設が、茨木市から行きやすい地区にあればいいな
- ・産後ヘルパー利用料金の支払い方法の選択ができるようにならないか ⇒現在、産後ヘルパー利用料金の支払い方法が選べない状態。身動きがとりにくい産 後だからこそ、支払い方法も選択できるようになれば、利用もしやすいのではない か。
- 国際交流センターのようなものが茨木市にできるといいな
- ホームスタートジャパンのようなものが茨木市にできるといいな
- 夏休み高学年の学童保育があれば、就労している親御さんが安心して働けるのでは



6. 茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会

【評価検討部会】

評価検討部会は、CSW のスキルアップや地域福祉の更なる推進に寄与する事を目的とし、令和元年に発足しました。令和元年度は自己評価のために自己点検表を作成し、令和 2 年度は自己点検表の項目にある「ソーシャルワーカーの倫理綱領 グローバル定義」について理解を深めるために研修を実施しました。今年度は、自己点検表の理解を更に深め、CSW の実践の指標になるよう、注釈(※次ページに一部抜粋し掲載)を

作成しました。



以下、「ソーシャルワーカーの倫理綱領 グローバル定義」を踏まえた実践事例を紹介します。

【外国籍の夫婦と新生児の3人世帯】

夫婦とも日本語の理解度が低く孤立。妻は産後鬱で気持ちが塞ぎがち。申請書類の作成に支援が必要。

夫はコロナの影響で収入が減り、社協の緊急小口資金にて貸付を受ける。国民健康保険の減免手続きを行う。妻の就労を支援、面接に CSW が同行し、その場で内定をもらう。保育園の入園手続きに翻訳アプリを使用し、書類を作成。保育園に入園。その後も継続的に関わりを続けている。

⇒文化も言語も違う日本で、出産や子育て、コロナ禍の不況といった大きな環境の変化に遭い、困窮し孤立していた世帯に CSW が寄り添い支援を行った。就労や保育園の入園を支援することにより、母やこどもの居場所をつくり不安を軽減。貸付や国民健康保険の減免、就労支援により、経済基盤の安定を図った。

[対象者への基本的かかわり姿勢

1ワーカー姿勢 SW 倫理綱領・グローバル定義より

1 456789に該当

	点検項目																					
I	I , 対象者への基本的関わり姿勢																					
	1	1	人間の福	利(ウェノ	レビー	ーイン・	グ)の±	曽進を	目指	iL	てい	るか									
	ワーカー姿勢Sw倫理綱領・ グローバル定義より																					
		2	社会の変	を革を	を進め	りてい	るか															
		例:様々な差別問題や依存症などの研修に参加し、地域で展開(研修や考 ど)する。 ☆福祉活動交流会など										5考;	え方の	の共	有な							
		3	人間関係	ミニま	らける	5問題	0解決	を図っ	ってい	るか												
			○近隣住 例: ジョブ								-									援		
		4	人びとの	エン	パワ	メント	-と解:	放を仮	してし	いるか)\											
			・エンパワされ、社会 され、社会 けを例: 昔 で全私 たち	会を差別。は認っている。	中で なと 知症 とが	その で抑 や障 でき	人らし I圧され がい るよう	く変化 れ、失 のある になっ	じ成 われっ 方が た。	長し終	売(c 自 さ	けては	いくこ 肯定! いた	さ。 感 。 今	。 や自 うは・	己実 サーI	現な	ご を わ	を解放	女する なが	る手助	ט
		(5)	人びとが	その	環境	を相	互に	影響し	あう技	き点に	こく	八	できて	てい	るか)\			***************************************			
	ソーシャルワーカーの倫理 綱領・グローバル定義 (http://www.jasw.jp/news/ pdf/2020/2020_JFSW rinri.pdf)		○家族、 たらす支 ☆例:引i り方の指 ゴミ屋敷	援。 きこ ⁻ 南な	もり本 こど)	√人σ	D保護	者や	アルコ	ール	·依	存症	官家抗	族へ	、 の :	アプロ	ı — i	チ(ス	本人~	〜 の:		
		6	差別や抑	D圧の	の歴り	史を訓	忍識し	、多桪	な文	化を真	尊	重した	た実	践を	を展	開で	きて	いる	か			
			〇本人か を実践し				化的	、歴史	的背	景を理	里角	解し.	、多村	兼な	価値	直観~	や文	化を	を尊重	重した	支援	
			人びとが とや組織	つな と協	がり 働で	を実!	感でき いるか	うる社: ^	会へ <i>0</i>)変革	ځ≛	:社会	会的包	包摂	その!	実現	に向	けっ	て関連	重する	る人ひ	
			・社会包 護し、健康 う理念 例:セー	東で:	文化	的な	生活の	の実現	!につ	なげる	3 J	、う、	社会	<i>ත</i>	構成	は員と	して	包	-			-
		8	すべての	人で	ドとか	自己	決定	に基っ	び生え	舌を造	<u></u> ≵	いる。	よう样	重利	を接	催護で	きさ	てい	るか。	0		
		9	予防的な	対応	ちを含	きめ、	必要7	な支援	が切	れ目	な	〈利)	用でき	きる	シス	ステム	を相	構築	でき	てい	るか	
			〇切れ目 添い支援	-	\支持	爰: C:	SWD	シスト	〜ップᢃ	支援、	地	区社	冨祉 1	セン	ター	-構想	∮ へ(の協	动、	CSV	V寄り	
		1 σ.	合計																			

【福祉活動交流会部会】

日 時: 令和3年12月3日(金)14時~16時

場 所:中央圏域 きらめき304号室

北圏域 きらめき 305 号室

西圏域① きらめき 301 号室

西圏域② ローズワム 401 号室

東圏域 ローズワム 404 号室

南圏域 ローズワム 502 号室

参加者:110名(講師・CSW 含まず)

福祉委員 • 民生児童委員 • 主任児童委員 • 自治会 • 青少年健全育成協議会 •

寺院・教会・子ども食堂・大学・SSW・地域包括支援センター・

障害者相談支援センター・ユースプラザ・多世代交流センター・

社会福祉協議会・地区保健福祉センター・市役所関係課

テーマ: みんなと第3の居場所づくりを考える

~新しい生活様式とご近所の底力とともに~

目 的:コロナ禍で「ステイホーム」「三密回避」「黙食」等の言葉が飛び交い、 今まで通りの地域活動が難しい状況が長期化している。どの年代に

おいてもストレスが高まっている今、私達に何ができるだろうか?

「豊かな地域生活」についての講義・事例を参考に、身近な

地域での「第3の居場所」をキーワードとして、

アイデアを出し合うことを目的に交流会を行う。

内 容:①会場ごとに開会、導入(資料の確認・自己紹介等)

②講義「豊かな地域生活とは」

東京都立大学人文社会学部准教授の室田信一氏を講師に 迎え、事前に録画してもらったものを全会場にて同時上映

③各会場にてグループワーク

第3の居場所をキーワードとし、地域課題の解決につながる企画案を作成

- ④全会場及び講師(東京)をオンラインでつなぎ、発表⇔コメント
- ⑤会場ごとに閉会、アンケート

初めてオンラインを活用して開催した前年度の反省点を踏まえ、今年度は会場の分け方やプログラムを工夫し、オンラインと対面それぞれのメリットを活かせる形で交流会を実施。停滞する地域活動をより良いものへと導けるような、たくさんの企画案が話し合われ、地域の方や関係機関の底力を感じられるひとときとなりました。

引き続き感染予防対策で、人数や時間に制限はあったものの、参加者からは「よかった」との声を多くいただき、その内容は別途わかりやすく報告書にまとめています。



【周知部会】

今年度も新型コロナウィルスの影響で、つながりを育むための見守り訪問活動や地域福祉活動は制限を受けました。その一方で、感染対策を徹底した居場所づくりや、会議の書面開催、ZOOM 等のオンラインでの会議や対話を進化させ、各地域でもウィズコロナへの模索の一年だったと感じています。

周知部会では CSW の活動をあらためて模索し「孤立しない=こころの居場所」を作るための CSW の情報を、どうしたら広くお届けできるかを考えました。その結果、「リーフレットの作成」「周知活動」「活動報告書の作成」を行いました。

〇チラシの作成・周知活動

子どもにも手に取りやすい大きさにし、地域の方にイラスト等お願いし、身近なこととして興味を持っていただけるように作成中です!

日にち	対象者				
令和4年1月7日	茨木警察(新任警察官)				
令和4年3月17日	大阪ガス				
	地域コミュニティ室				





今後の予定として、新型コロナウイルス感染症が落ち着いてから大阪司法書士会と、 連携について意見交換会を実施する予定です。

○活動報告書の作成

幅広く市民の方に CSW の活動を知っていただくために、活動報告書を作成しました。今回は CSW の業務を具体的に掲載し、どのような活動をしているのか知って頂こうと思い、対応ケースをたくさん例としてあげています。



こんなことありきせんか?

あなたや、あなたのお近くにいる方が抱え込んでいる 困りごと…

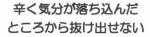
ひとりで抱えるのはしんどくないですか? まずは、"話すこと"から始めてみませんか?

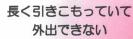


断りきれない 訪問販売

しつこくかかってくる 勧誘電話









とにかく 困っている… でもいいんで



子育てのことに 悩んでいる

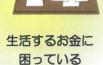
ずーっと泣いている 赤ちゃん



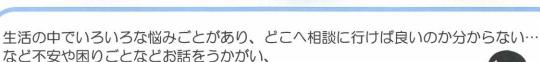
子育てに無関心なお母さん

物忘れがひどくなった 介護保険について知りたい



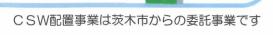


and and and



解決にむけて一緒に考えさせていただきます。(相談無料)

CSWは、茨木市内の14か所にいます。 各小学校区の担当CSWは、裏面でご確認ください。



♪いきいきネット相談支援センター 一覧♪

担当小学校区	いきいきネット 相談支援センター	CSW	連絡先	
清溪·忍頂寺· 山手台	やまゆり苑	清水・まお	大字泉原 37-6	090-5122 -6613
安威・福井・耳原	天兆園	 福隅 友美	安威二丁目 10-11	640-3970
豊川・郡山・彩都 西	常清の里	 田村 綾 	清水一丁目 28-22	646-5601
太田•西河原	天兆園	小松原 純子 髙橋 恵子	安威二丁目 10-11	090-7365 -9229
三島・庄栄	M-CAN(ミカン)	 瀬戸口 絵理佳 	総持寺駅前町 15-21	080-2430 -5342
東•白川	エルダー	神野 享士	庄二丁目 7-38	080-8946 -3999
春日•郡•畑田	ビーベル	久保 麻美	│ │ 上穂積一丁目 2-27	622-0166
沢池•西	春日丘荘	新田恭子	南春日丘七丁目 11-48	080-3215 -6096
春日丘•穂積	静華苑	山本 洋美 下戸 邦宏	見付山一丁目 11-1	665-6678
茨木・中条	茨木市社会福祉協議会	横井 美奈 新見 裕子	駅前四丁目 7-55 福祉文化会館 4 階	080-4294 -2331
大池•中津	· 茨木市社会福祉協議会	大嶋 香織	駅前四丁目 7-55 福祉文化会館 4 階	080-4294 -2296
玉櫛・水尾	あしはら	樋口 幸子	真砂二丁目 16-15	636-6088
玉島•葦原	はっちぽっち	久貝 美穂	沢良宜浜三丁目 14-1	648-7982
天王•東奈良	南茨木	桝野 照子	東奈良三丁目 16-14	080-4169 -5540

令和3年度

CSW: Community Social Worker



茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会会則

(名称)

第1 本会は、茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2 協議会は、茨木市コミュニティソーシャルワーカー配置事業実施要綱に 定める活動を円滑に行うため、コミュニティソーシャルワーカー間の情報の 交換を行うとともに活動水準の均一化を図ることを目的とする。

(協議事項)

- 第3 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1)地域福祉の計画的な推進に関すること。
 - (2) セーフティネット体制づくりに関すること。
 - (3) 要援護者に対する見守り・相談に関すること。
 - (4) 関係機関相互の報告、連絡、相談等に関すること。

(構成)

第4 協議会は、コミュニティソーシャルワーカーで構成する。

(役員)

- 第5 協議会に会長、副会長を置く。
- 2 会長は、構成員の中から互選するものとする。
- 3 副会長は部会長をもって充てる。
- 4 会長及び副会長と兼任はできないものとする。
- 5 会長、副会長の任期は1年間とする。ただし、再任を妨げない。

(部会)

- 第6 協議会は、第2に定める目的を達成するため、部会を設置する。
- 2 部会には部会長を置く。
- 3 部会長は部会員の中から互選するものとする。

(定例会)

- 第7 定例会は、会長が招集する。
- 2 定例会の議長及び書記は、定例会の都度、会長が指名するものとする。

3 会長は必要に応じて、定例会にオブザーバーを参加させることができる。

(ブロック)

第8 業務の連絡調整を円滑に行うため、市内の日常生活圏域で情報共有を図る。

(庶務)

- 第9 庶務は、茨木市福祉部福祉総合相談課において処理するものとする。
- 2 庶務は、会の事務的業務等を担い、必要に応じて協議会に助言等を行う。

(会則の変更)

第10 この会則の変更は、市と協議会との協議の上で行う。

(その他)

第11 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、市と協議会との協議の上で定める。

附則

- この会則は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この会則は、平成20年7月1日から施行する。 附 則
- この会則は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この会則は、平成25年6月25日から施行する。 附 則
- この会則は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この会則は、平成29年1月6日から施行する。 附 則
- この会則は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この会則は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この会則は、令和3年4月1日から施行する。

おわりに

今般、国の社会福祉政策は大きく変わろうとしており、この5年の間に二度の 社会福祉法の改正がありました。2017年の改正では「包括的支援体制」の整 備が法に位置づけられ、2021年の改正では、その具体的な推進の手段として 「軍層的支援体制整備事業」が創設されました。

包括的支援体制の内容を端的に言えば、「相談支援機関が協働して課題を解決するネットワークを整備すること」、「住民の困りごとを、分野を問わずに身近な地域で受け止めること」ですが、これはまさしく CSW が 2006 年の配置当初から取り組んできたことでもあります。 茨木市では、CSWが全国に先駆けて価値のあるはたらきを続けてきたのだということを、あらためて実感するところです。

長期化するコロナ禍に加え、ゴミ屋敷、8050 問題、ヤングケアラーなど、 複合した課題を含む事案が増加する中、分野を超えたソーシャルワークを実践 する CSW の重要性はますます高まっています。

市としては、今後も CSW の活動を推進してまいります。この活動報告書を手に取っていただいている市民や関係機関の皆さまにおかれましては、引き続き CSW の活動にご理解、ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

福祉部 福祉総合相談課長 澤田 信一

発 行: 茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会

編 集:令和3年度 周知部会

久保 麻美 (いきいきネット相談支援センタービーベル)

樋口 幸子 (いきいきネット相談支援センターあしはら)

釘嶋 智子 (いきいきネット相談支援センターあしはら)

久貝 美穂 (いきいきネット相談支援センターはっちぽっち)

田村 綾 (いきいきネット相談支援センター常清の里)